

生総. 営 1 発第2517号

令和 6 年 1 月 7 日

(一社) 東京都警備業協会

会長 澤 本 尚 志 殿

警視庁生活安全部
生活安全総務課長



住宅を対象とした強盗事件等に対する防犯対策に関する情報発信等の御依頼について

貴協会におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、各地で犯罪実行者募集情報に応募したと思われる者が、複数で深夜にハンマー等で窓ガラスを破壊するなどして住宅に押し入り、住民に暴行を加えるなどして多額の現金等を奪うという、極めて悪質な強盗事件等が連続して発生しております。

現時点、正に捜査中であり、今後の捜査の進展により、防犯対策を講じる上で参考となる具体的な犯行手口等が明らかになっていくものと考えておりますが、都民の間に同種事案に対する不安が広がっていることから、警視庁では、各種広報媒体を通じ、広く都民に防犯情報を発信しているところであります。

警備業におかれましては、住宅等を対象とした各種セキュリティサービスを提供されているところ、貴協会の会員企業及び関係警備業者各位に別添の防犯情報を周知していただくとともに、皆様方の広報媒体等を通じて顧客等への注意喚起を行っていただくななど、同種事案の未然防止に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

別添

【警視庁等が発信している防犯情報】

- ・ 就寝中はもちろん、在宅時も施錠するなど、戸締まりを徹底する。
- ・ 訪問者に対しては不用意にドアを開けず、まずドアスコープやインターフォン越しなどで確認する。
対応するときも、インターフォン、ドアチェーン、ドアロック越しに対応する。
- ・ 外出先から帰宅したときは、周囲に人がいないか、よく確認する。
- ・ 電話等で在宅状況、家族構成、資産状況等を聞かれても答えない。
- ・ 自宅に必要以上の現金を置かない。
- ・ 不審に感じたときは、ためらわずに 110 番通報する。
- ・ 防犯性能の高い建物物品（錠、ドア、ガラス、防犯フィルム、シャッター等）を設置、活用する。
- ・ 防犯設備機器等（防犯カメラシステム、センサー付きライト、カメラ付きインターフォン等）を設置、活用する。

【主な情報発信元】

- 警視庁ホームページ（侵入窃盗の防犯対策）



- 警視庁防犯アプリ「デジポリス」（ダウンロード）



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう